

資 金 名	緊急経済対策資金
融資対象	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、次のいずれかに該当するもの並びに(8)の代表者及び事業を営んでいない個人については県内に住所又は居所を有する者 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項各号に規定する事業者であつて、同法第2条第5項の規定による市町村長の認定を受けた者 (2) 知事が指定する風水害、震災の発生等突発的な事態の生起により、経営の安定に支障を生じている者 (3) 大型倒産等において、知事が指定する県指定事業者に対して、50万円以上の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有する者、又は50万円未満の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有し県指定事業者との取引額が原則として全体の取引額の20%以上ある者 (4) 原材料価格等の高騰、電気料金の値上げ、人件費の高騰の影響で経営の安定に支障が生じている者 (5) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長の認定を受けた者 (6) 事業再生実施関連保証（感染症対応型）の申込人資格要件に該当する者 (7) 経営力強化保証の申込人資格要件に該当する者 (8) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の規定による認定を受けた中小企業者（同項第1号及び第2号に該当する者に限る。）、中小企業者（同項第1号イに該当する者に限る。）の代表者又は事業を営んでいない個人 (9) 次の①又は②に該当し、かつ、③に該当する者 ① 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ② 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であつて、事業承継日から3年を経過していない者 ③ 次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率が1.5倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと
資金使途	事業資金 ・ 借換資金も含む（ただし、融資対象(2)の規定により知事が指定した災害に係る緊急特別融資枠（以下「緊急特別融資枠」という。）による借換は、原則として、認めない。） ・ 設備資金は災害、再生関連、(5)、(6)、(7)（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ニに該当するものを除く）及び(8)のみ ・ (6)については、事業再生の計画の実施に必要な資金 ・ (7)については、事業計画の実行に必要な資金 ・ (8)については、経営の承継に必要な資金 ・ (9)については、保証人を提供している既往借入金の返済資金を含む
融資限度額	(1)～(4) 1億円以内（ただし、「緊急特別融資枠」については、災害ごとに別枠で3,000万円の限度額を設ける。） (5) (1)～(4)、(6)～(9)とは別に1億円以内 (6)、(7) (1)～(5)、(8)、(9)とは別に1億円以内 (8)、(9) (1)～(7)とは別に1億円以内
融資利率	(1)～(5) 1.30% （ただし、「緊急特別融資枠」については0.9%） (6)、(7) 1.10% (8)、(9) 1.40%以内

保証料率	0.25%～1.62% (ただし、「緊急特別融資枠」については、0%) (ただし、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合1.75%以内となることがある。) (ただし、融資対象(6)のうち、事業再生実施関連保証(感染症対応型)制度の経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%を上乗せする。) (ただし、融資対象(6)について、0.6%(事業再生実施関連保証(感染症対応型)制度の経営者保証免除対応により0.2%が保証料に上乗せされている場合には、0.8%)に相当する額を国が補助することにより、0.2%とする。なお、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。) (ただし、融資対象(7)については、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。なお、申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合は、一区分低い料率の適用は行わない。また、経営安定関連保証(5号)については、0.7%とする。) (ただし、融資対象(8)のうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ニに該当し、事業承継時判断材料チェックシートに掲げる確認項目のうち①から④までに掲げる項目の全てを満たすことについて事業承継・引継ぎセンター及び活性化協議会(以下「事業承継・引継ぎセンター等」という。)が確認した場合は、0.20%～0.87%) (ただし、融資対象(9)について、事業承継時判断材料チェックシートに掲げる確認項目のうち①から④までに掲げる項目の全てを満たすことについて事業承継・引継ぎセンター等が確認した場合は、0.20%～0.87%) (ただし、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと、又は②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないことのいずれかに該当し、保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に0.25%(2つの財務要件を満たした場合)、又は0.45%(2つの財務要件のいずれか一つを満たした場合)を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができる。)
融資期間	10年以内(据置期間2年以内) (6)は10年以内(据置期間5年以内) (7)は運転5年以内、設備7年以内、保証付融資の借換は10年以内(据置期間1年以内)
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。 (ただし、法人については、一定の場合徴求しないことができる。) (ただし、(8)のうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ハ又はニに該当する者及び(9)については、徴求しない。)
受付機関	商工会議所・商工会、中央会(組合関係)、指定金融機関
必要書類	1 信用保証委託申込書(信用保証委託契約書一式) 2 納税証明書 3 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本(発行後1か月以内のもの) 4 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) 5 許認可を必要とする業種にあっては、その許認可証の写し 6 設備の設置等の設備資金の申込にあっては、見積書及び図面 7 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 8 個人情報の提供に関する同意書 9 決算書、納税申告書等の写し 10 緊急経済対策資金確認申請書(様式第1号)(ただし、(3)又は(4)に該当する場合に限る) 11 (1)に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく市町村長の認定書

	12 (2)の災害に該当する場合は、市町村長発行の罹災証明書 13 (5)に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市町村長の認定書 14 (6)に該当する場合は、経営改善計画書の写し ただし、事業再生実施関連保証(感染症対応型)制度の経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書を添付する。 15 (7)に該当する場合は、事業行動計画書の写し及び「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ただし、経営安定関連保証(5号)については、上記に加え中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく市町村長の認定書 16 (8)に該当する場合は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定に基づく認定書(申請書の写しを含む) ただし、同法第12条第1項第1号ハに該当する場合は財務要件等確認書、同号ニに該当する場合は、以下のそれぞれの書類を添付する。 ・財務要件等確認書 ・借換債務等確認書 ・申込金融機関以外からの借入金を借り換えるときは他行借換依頼書兼確認書 ・保証料率但し書きに定める事業承継・引継ぎセンター等が確認した場合の料率を適用する場合にあっては、事業承継時判断材料チェックシートの写し 17 (9)に該当する場合は、事業承継計画書及び財務要件等確認書に加え、以下のそれぞれの書類 ・既往借入金を借り換える場合にあっては借換債務等確認書 ・既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むときは他行借換依頼書兼確認書 ・保証料率但し書きに定める事業承継・引継ぎセンター等が確認した場合の料率を適用する場合にあっては、事業承継時判断材料チェックシートの写し 18 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、経営者保証を提供しない場合は、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 19 その他必要と認める書類 [特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類] 事業報告書、計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し
備考	融資対象(6)については、令和6年12月31日までに保証申込を受け付けたものとする。 融資対象(8)について、 - 資金使途は以下のとおりとする。 ①株式等の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④他の共同相続人に対して負担する債務返済資金又は株式等若しくは事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償金 ⑤借換資金(中小企業者の代表者が保証債務を負う借入に係るものに限る。) ⑥その他事業活動の継続に特に必要な資金 - 融資を受ける者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ハ又は二に該当する場合は、次の①及び②のいずれの要件も満たすこと。 ①法人・個人の分離がなされていること ②返済緩和している借入金がないこと - 融資を受ける者が会社である中小企業者の代表者の場合の保証人は、原則として、当該中小企業者のみとし、融資を受ける者が個人である中小企業者又は事業を営んでいない個人の場合の保証人は、原則として、会社である他の中小企業者のみとする。

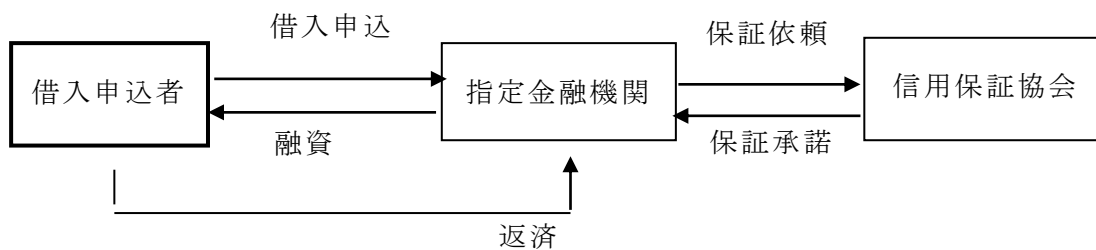
4 NPO法人は対象外とする。

融資対象(9)について、資金使途は以下のとおりとする。
事業資金であって、次に掲げるもの。

- 1 ①に該当する者にあつては、保証人(個人に限る。以下2において同じ。)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。
- 2 ②に該当する者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込



2 商工会議所・商工会申込

